

第4回高架下利用等審議会議事概要

1. 日 時 平成20年6月5日(木) 10:00~12:00
2. 場 所 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 会議室
3. 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり

4. 審議会の概要

(1) 高架下利用計画案に関する審議について

事務局より、一定の拡がりをもつ高架下利用計画(案)2件について説明をした。委員からの主な意見は以下のとおり。

(常任委員) 森町区間のうち区間Dは第一種住居地域であるが、店舗、事務所を外している一方、区間Cは周辺が農地となっている中で、店舗、事務所が利用用途として記載されているが。

(事務局) 利用用途の設定にあたり、地元から既に具体的な要望がある区間は、それを考慮して用途を設定している。具体的な要望がない区間は、今後の調整に委ねるべく用途地域に合致する範囲内でできるだけ幅広く用途を設定している。

(特別委員) 森町区間の一部については、地元との話し合いの中で、多目的広場、公共的な駐車場、ゲートボール場などの要望が出ている。是非、よろしく願いたい。

(特別委員) 磐田市区間の一部については、地元自治会から、駐車場あるいは多目的広場として活用したいという要望があり、市としても実現を願っている。

(2) 特定連絡路附属地における利便増進施設の占用許可に関する審議について

事務局より、特定連絡路附属地における利便増進施設の事業計画(案)1件について説明をした。委員からの主な意見は以下のとおり。

(常任委員) 利用者の利便性という意味においても、また現状、放置されている土地の管理の観点から見ても、今後延伸する可能性のある道路工事のこともらみながら短期間でこのような利用をすることはなかなかよいプロジェクトだと思う。レストラン、コンビニエンスストアからの収入を増やし、より多くの占用料を払えるよう努力をして欲しい。

(常任委員) すぐ近くに巨大なショッピングセンターがあり、ショッピングセンターと施設との歩行者の交通がふえると思われるが、交通安全上の問題はないのか。また、ショッピングセンターから流入してくる車両への対応はどうか。

(事務局) 歩行者に関しては、ショッピングセンターと施設の間に横断歩道があり、警察との協議でも問題ないとの見解を得ている。駐車場に関しては、施設内に相当数のスペースを確保している。

(特別委員) この計画は、首都高速道路の利用者にとっては直接のパーキングエリアではないが、それに準じたものとして活用されるということ、一般道路の利用者にとっても道の駅的な役割が果たせるのではないかと考えられること、また地元住民に対しても首都高速道路(株)から説明を行い、了承いただいていることから、市としては特に問題がないと判断している。

(3) 以上の結果、一定の拡がりを有する高架下利用計画(案) 2件及び特定連結路附属地における利便増進施設の事業計画(案) 1件については、事務局案どおり了承された。

一定の拡がりを有する高架下利用計画(案)

	高架下利用計画(案)	利用計画の範囲
1	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 高架下利用計画(案)	周智郡森町区間
2	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線 高架下利用計画(案)	磐田市区間

特定連結路附属地における利便増進施設の事業計画(案)

	事業計画(案)	連結路附属地の位置	連結予定施設	申出者
1	埼玉県道高速さいたま戸田線与野ジャンクション連結路附属地における利便増進施設の事業計画(案)	さいたま市中央区 本町西五丁目	利便増進施設(無料休憩所、トイレ、イベントスペース、コンビニエンスストア、レストラン)	首都高速道路(株)

5. 持ち回りによる審議を行った高架下利用計画(案)

占用用途が定型的なものである個別箇所の高架下利用計画(案)(下記6件)については、第4回高架下利用等審議会に先立ち、3/21(金)~5/30(金)の間に持ち回りによる審議を行い、事務局案どおり了承された。

なお、この旨を第4回高架下利用等審議会に報告した。

個別箇所の高架下利用計画（案）

	高架下利用計画（案）	高架下利用部分	占用用途	占用主体
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線高架下利用計画（尼崎市区間）（案）	水堂高架橋下	自転車等保管場所	尼崎市
2	都道首都高速 6 号線高架下利用計画（中央区区間）（案）	箱崎高架下	自動二輪車駐車場	首都高速道路(株)
3	都道首都高速 6 号線高架下利用計画（中央区区間）（案）	中州高架下	自動二輪車駐車場	首都高速道路(株)
4	都道首都高速 3 号線高架下利用計画（世田谷区区間）（案）	用賀二丁目高架下	自動車駐車場及び自動二輪車駐車場	首都高速道路(株)
5	兵庫県道高速湾岸線高架下利用計画（西宮市区間）（案）	鳴尾浜高架下	自動車駐車場	阪神高速道路(株)
6	一般国道 1 号（新湘南バイパス）高架下利用計画（茅ヶ崎市区間）（案）	下町屋高架橋下	公園	茅ヶ崎市

6. 前回までの審議案件の報告

事務局より、第 1 回から第 3 回までの審議案件の現状について報告をした。

壇之浦 P A の宿泊施設及び幕張 P A の営業施設については、ともに順調な営業状況である旨、報告をした。（両施設の詳細については、報告 1 及び 2 参照。）

以 上